

社会福祉法人清章福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清章福祉会（以下「法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び相談役（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

(1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することができる。

(役員等の報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、(別表1)に定める額を支給することができる。

(2) 出張する場合は、旅費規程に準ずる額を支給することができる。

(3) 交通費については、実費を支給することができる。

(法人職員給与との併給)

第4条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給することができる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年6月開催の定時評議員会の終結の時から施行する。

(別表 1) 役員等の報酬 (以下の額は所得税等差引後の金額とする。)

(評議員)

	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

(理事)

	日額
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

(監事)

	日額
理事会等への出席	10,000 円
監事監査の為の出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

(評議員選任・解任委員)

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円

(相談役)

	日額
理事会等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	5,000 円